

## 第16回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年10月27日(火) 9時20分～10時00分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 冨永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 石坂 務    ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

- 諮問第11号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第47号 非農地証明願いについて  
議案第48号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
久保田真一郎 (次長兼管理係長)  
大田 豊茂 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)  
○ 農政課 園田 健 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんお早うございます。

それでは、定刻より10分ほど早いですが、ただ今から第16回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、9番 京田 提樹委員、10番 松下 輝男委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第16回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。10月1日から2日、垂水市で開催された県各市農業委員会連絡協議会に私と、谷口局長、久保田次長、榎木主事の4名で参加をいたしております。

なお、この協議会は毎年、各市の持ち回り開催ですので、次回、平成28年度は阿久根市での開催となりますので、申し添えておきます。

10月19日には、阿久根市農村環境改善センターの運営協議会に、ま

た、昨日 26 日は、県農業会議の 10 月定例常任議員会議に出席をいたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第 4 諮問第 11 号**

**農業経営改善計画の認定に係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (園田 健)

皆さんおはようございます。

それでは、諮問第 11 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について、説明いたします。

今回、更新 14 件の農業経営改善計画の認定申請がありました。

第三者機関の意見聴取のため農業委員会に対しまして、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものでございます。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項に基づきまして、阿久根市の基本構想、それから農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成の見込み並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するように通知されているところでございます。

なお、年齢制限等については画一的には適用をせず、市町村の独自基準により弾力的に運用をするものでございます。

また、10 月 16 日・金曜日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会におきまして審査を行い、認定することは適切であるという意見に達したところでございます。

それでは、資料の説明をいたします。

( 諮問資料にて説明 )

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
農政課の説明は、認定しようとするものであります。  
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第5 議案第45号**  
**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （大田 豊茂）

それでは、議案第45号についてご説明いたします。

議案書の3ページから4ページをご覧ください。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

農地法第3条の申請は5件であり、所有権移転が5件であります。

10月16日に2番委員及び6番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1の所有権移転について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、花卉・季節野菜等の生産を行い、年間300日程度、農業に従事されております。

申請地は、花卉を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。

次に整理番号2の所有権移転について、地図は2ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、農業生産法人である株式会社〇〇であります。

株式会社〇〇は現在、甘藷等の生産を行い、年間250日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。

次に整理番号3から5の所有権移転について、地図も3ページから5ページ  
あります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇町の認定農業者で〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、〇〇町で1町2反分の農地で甘藷・水稻等の生産を行

い、年間300日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

6番委員 (尻無濱 俊幸)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

10月16日に2番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調  
査をいたしました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲  
的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当であ  
ると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第6 議案第46号**

**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

それでは、議案第46号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は4件です。

10月16日に2番委員及び6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、駐車場への所有権移転です。

地図は6ページで、〇〇公民館近くになります。

申請地は、農地の広がり10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在、有限会社〇〇〇〇の役員ですが、会社に駐車場

がなく現在個人の庭に駐車している状況であるため、申請地を4台分の駐車場にされたく申請されたものです。

申請地は会社から少し離れた場所になりますが、○○○○○収集運搬車及び運転者用の駐車場とするため、申請地で乗り降りをする事から会社からの距離につきましては支障ありません。

申請地周囲は、西側が市道、他は山林でございました。

申請地は現状のまま使用され、雨水等は自然流下です。

次に整理番号2につきまして、整理番号2は太陽光発電施設への使用貸借権設定です。

地図は7ページで、株式会社○○○近くになります。

申請地は、山林・原野に囲まれた生産性の低い農業公共投資の対象となっていない第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、○区にお住まいの○○ ○さんです。

○○さんは平成25年4月に農地法第5条の許可を受け、申請地の一部を太陽光発電施設に転用されておりますが、今回さらに既存の太陽光発電施設を拡張されたく申請されたものです。

面積は地籍図及び議案書では全体面積の5,930㎡で記載がされておりますが、今回の申請では、そのうちの2,669㎡を使用されます。

申請地周囲は南側及び西側が山林、北側は原野状態の畑及び山林であり、東側は地籍図上では山林となっておりますが、現況畑として利用されておりました。

申請地は、50kwパネルを912枚設置されます。

申請地は現状のまま使用されます。

雨水等は自然流下ですが、申請地周囲に溝を作り周囲に被害がないよう施工されます。

次に整理番号3につきまして、整理番号3は駐車場への所有権移転です。

地図は8ページで、○○○○○○○○○○近くになります。

申請地は、農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、有限会社○○○○○○○○○○、代表取締役の○○ ○○さ



んです。

〇〇さんは現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を経営されておりますが、従業員用の駐車場が足りないため、20台分の駐車場にされたく申請されたものです。

申請地周囲は南側が田、他は市道でありました。

申請地は現状のまま使用され、雨水等は自然流下です。

次に整理番号4につきまして、整理番号4は駐車場への所有権移転です。

地図は9ページで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇隣りになります。

申請地は、農地の広がり10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、整理番号3と同じく〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を経営されておりますが、来客用の駐車場が足りないため10台分の駐車場とされたく申請されたものです。

申請地周囲の農地は、北側及び南側の田のみで、他は今回、非農地申請が出ている東側の台帳地目・畑と市道でありました。

申請地は、整地を行い砂利を敷かれ、周囲に影響がないようにされます。

雨水等は自然流下です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

2番委員 (坂口 輝美)

それでは、農地法5条第1項の規定による許可申請について報告をいたします。

10月16日に、6番委員と事務局職員で現地調査をしました。

それでは、整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきまして、申請地周囲は西側が市道、他は山林でございました。

申請地は現状のまま使用されますが、周囲への悪影響も無く、許可相当であると調査してまいりました。

整理番号2につきまして、申請地周囲の農地は、東側は地目は山林ですが、畑として利用されており、ほかは山林及び不耕作の畑でございました。

周囲への影響も無く、許可相当であると調査してまいりました。

整理番号3につきまして、申請地に隣接する農地は南側の田のみであり、他は市道でございました。

申請地は現状のまま使用されることから、農地への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

整理番号4につきまして、申請地周囲の農地は北側及び南側の田のみであり、他は市道及び今回、非農地申請が出ている台帳地目・畑でございました。

申請地は、整地を行い砂利を敷かれることから、周囲への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第7 議案第47号**

**非農地証明願いについて**を議題といたしますが、本件の整理番号1について、10番 松下 輝男委員の件であり、議事参与の制限に該当します。

つきましては、まず、整理番号1以外の件を審議いたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に整理番号1番の松下輝男委員の件を審議しますので、10番 松下輝男委員は退席をお願いします。

( 10番 松下輝男委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号1番について、本件は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、10番 松下輝男委員の着席を許します。

( 10番 松下輝男委員 着席 )

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8 議案第48号**

**農用地利用集積計画について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第48号 平成27年農用地利用集積計画書第10号について、説明いたします。

この議案書の公告年月日は平成27年11月2日となります。

それでは、1ページをお開きください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第48号 平成27年農用地利用集積計画書の第10号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)  
事務局の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局からは、ありませんか。

事務局 （久保田真一郎）

ございません。

議長 （田嶋 輝男）

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:00